

【指導監査の状況について】

1 指 導

指導は、事業者が行うサービスに関する帳簿書類等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、「制度管理の適正化とよりよいケアの実現」を目的として実施するものである。

集団指導

下記重点項目を踏まえ概ね年1回、講習会方式により実施する。

| | |
|------|-------------------------|
| 重点項目 | ① 介護保険法の趣旨、目的の周知及び理解の促進 |
| | ② 指定事務等の制度説明 |
| | ③ 介護報酬請求に係る過誤、不正防止 |

(実施状況)

令和4年度、令和5年度

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大等の状況を考慮し、オンラインセミナー形式により開催。千葉県ホームページに資料掲載。

令和2年度、令和3年度

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため参集開催中止。千葉県ホームページに資料掲載。

令和元年度

- ・ 台風の影響により、一部開催。

運営指導

介護保険法第24条（市町村は、第23条）に基づき介護事業者の事業所において、下記重点項目を踏まえ、運営及び報酬請求指導を実施する。

なお、著しい運営基準違反が認められた場合又は報酬請求指導の際に不正が確認され、著しく悪質な請求と認められた場合は監査へ変更となる。

重点項目（令和6年度）

- ① 虐待防止及び身体拘束の防止
 - ・ 虐待防止及び身体拘束廃止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果について、従業者に周知徹底
 - ・ 虐待防止及び身体拘束廃止のための指針整備、研修の定期的実施
 - ・ 虐待防止のために、適切に実施するための担当者の設置
 - ・ やむを得ず身体拘束を実施した場合の理由の記録等実施
(身体拘束関連：短期入所サービス及び多機能系サービスにおいて令和7年3月31日まで努力義務)
- ② 介護報酬請求の適正化
 - ・ 基準条例に定める人員の確保、基準条例に定める設備の確保、基準条例に基づく適正な運営、算定要件の充足
- ③ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の不正請求防止
 - ・ 適正な処遇改善計画の作成と周知、計画に従った賃金改善、キャリアパス要件及び職場環境等の改善の実施

- ④ 通所介護事業所における宿泊サービスに係る届出等の遵守並びにガイドラインの規定に基づいた人員、設備及び運営等の適正化
 - ・ 宿泊サービスの実施、届出の実施、ガイドラインの規定に基づいた人員、設備、運営の確保、非常災害対策の実施
- ⑤ 感染症や防災対策の充実強化
 - ・ 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施
 - ・ 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施
 - ・ 防災計画等の作成と設置、洪水時等の避難等計画の作成と訓練の実施（浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内）、災害時に備えたライフライン等の点検実施（短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護医療院に限る）
 - ・ 施設系サービス及び居住系サービスにおける協力医療機関との連携体制構築（一部努力義務）

令和5年度実地指導の結果

| 実施事業所数 | 改善指導等事業所数（割合） | | |
|--------|----------------|-----|-----|
| 979 | 198（約20.2%） | | |
| | （内容別） ※重複あり | 人員 | 32 |
| | | 設備 | 13 |
| | | 運営 | 131 |
| | | 請求 | 63 |
| | | その他 | 0 |

2 監査

監査は、介護給付等対象サービスの内容について、

- ・ 介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- ・ 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、
- ・ 介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（人格尊重義務違反）に

事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとることを目的に行う。運営指導の結果や入手した情報等を踏まえ、指定基準違反等の確認について必要があると認められた場合に、随時実施する。

立入検査

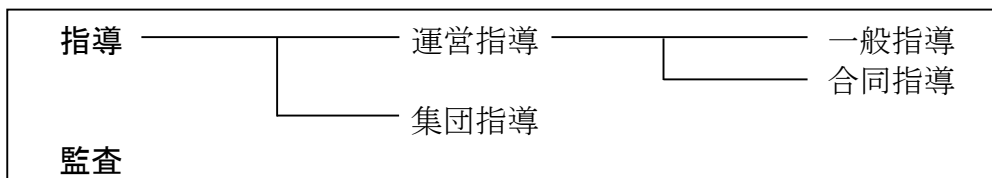
指定基準違反等の確認について必要があると認められるときに、サービス事業者等に対し当該事業所に立ち入り、設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行う。なお、立入検査は下記の情報等があった場合に機動的に行う。

- ・ 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ・ 市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- ・ 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- ・ 連合会・保険者等からの通報情報
- ・ 介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等
- ・ 「介護サービスの情報の公表」の未実施情報（法第 115 条の 35 第 4 項）

令和 5 年度立入検査の結果

| 実施事業所数 | 監査結果 |
|--------|-----------------|
| 3 | 行政処分（指定取消・停止） 0 |
| | 勧告 0 |
| | 文書指導 1 |
| | 調査中 1 |

☆ポイント 「指導」と「監査」の区分



- ・ 「指導」はサービスの質の確保と保険給付の適正化のために実施
- ・ 「監査」は、指定基準違反、不正請求又は人格尊重義務違反等の事実関係を的確に把握し公正かつ適切な措置をとることを目的に実施

3 運営指導・監査で指摘された問題点等

(1) 人員基準について

- 従業者の業務が明確に区分されていない（併設事業所等がある場合）。
- 従業員の配置時間が不足している、兼務により基準を満たさない。
- ユニットリーダーが選任されていない（ユニット型の施設の場合）。
- 専らその職務に従事する常勤の管理者が置かれていない（訪問介護等の例）。
- 医師の配置について、常勤換算方法で、入所者の数を 100 で除して得た数

以上配置されていない（介護老人保健施設の例）。

○非常勤職員の雇用契約期間が切れていた。

（２）設備基準について

○指定申請時に添付した平面図と相違している。

（３）運営基準について

○運営規程の記載内容と実態との整合が図れていない（自己負担割合、実施地域、営業日、サービス提供時間、職員数等）。

○重要事項説明書の記載内容と実態との整合が図れていない（実施地域、職員数等）。

○運営規程の記載内容と重要事項説明書の記載内容が相違している。

○重要事項説明書を交付、説明、同意したことが確認できない。

○各サービス計画について、未更新、記載内容の不備、記載漏れ等があった。

○サービス内容の記録に不備があった、記録等が保存されていなかった。

○運営規程の概要等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していなかった。

○運営規程に、緊急時の対応方法等が記載されていなかった。

○運営推進会議の開催回数不足、評価、要望、助言等の結果が公表されていない。

○非常災害に対する具体的計画が作成されていなかった。避難訓練が実施されていなかった。

○身体的拘束等の適正化を図るための措置が行われていない。（検討委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修の実施）

○介護サービス情報の公表を行うための報告が行われていない。

○出勤簿が作成されておらず勤務実態が確認できない。

○兼務する職員について、勤務表等をそれぞれに従事する時間帯について明確に区分されていない。

（４）報酬請求について

○加算の算定要件を満たしていない。

職員の辞令等の不備、実施記録不備、計画の未作成、計画見直し不備等

- ・緊急時訪問看護加算、個別機能訓練加算、初回加算、特定事業所加算、医療連携強化加算、看取り介護加算、緊急短期入所受入加算、サービス提供体制強化加算、看護体制加算

- ・地域区分の誤り